

# 令和 2 年 第 9 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 2 年 8 月 3 日  
宮 崎 市 農 業 委 員 会

1. 日 時 令和2年8月3日(月)

午後3時5分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第95号 農地法第3条許可について

議案第96号 農地法第4条許可について

議案第97号 農地法第5条許可について

議案第98号 非農地証明について

議案第99号 農用地利用集積計画の決定について

[ 報 告 ]

報告第42号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第8号)

報告第43号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第7号)

報告第44号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第45号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第46号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第47号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1番	日高隆志	2番	岡武義	3番	桑畑節夫
4番	久保田章生	5番	鬼塚健太	6番	川野富男
7番	川越定光	8番	川崎和久	9番	松田実
10番	川越忠次	12番	川越正彦	13番	岡原明美
14番	持原義信	15番	小倉俊博	16番	佐藤裕次郎
17番	片上英行	18番	高間秀一	19番	川越達也
20番	前田峰子	21番	中村和寛	22番	外蘭香
23番	蛭原安德	24番	松田真郎		

5. 欠席委員

11番 長友紘子


6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主査	川 越 昌 志
次長補佐兼総務係長	鍋 島 雅 俊	農地調整係主査	山之上 智 美
総務係副主幹	迫 田 秀一朗		
総務係主事	加 野 歩 夢		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 岡武義 

委員 蛭原安德 

午後 3 時 5 分開会

○議長（松田） これより令和 2 年第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、11 番長友紘子委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、2 番岡武義委員、23 番蛭原安徳委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 5 議案の御審議をお願いしております。

議案第 95 号「農地法第 3 条許可について」は 14 件でございます。議案第 96 号「農地法第 4 条許可について」は 2 件でございます。議案第 97 号「農地法第 5 条許可について」は 26 件でございます。議案第 98 号「非農地証明について」は 3 件でございます。議案第 99 号「農用地利用集積計画の決定について」は 206 件でございます。以上、審議件数は 251 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、59 万 9,137.21 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、14 万 6,583.21 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（松田） 議案第 95 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 3 条許可について御説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者などが受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、2名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの番号98、3ページの番号107が該当しますが、申請者が基盤強化法と3条申請の手続方法や許可の時期などを勘案の上検討し、3条申請を選択した案件となっております。

それでは、主な案件について御説明いたします。

番号98を御覧ください。

本案件の渡人の1人は、相続財産管理人となっております。相続財産管理人とは、死亡者が天涯孤独で相続人が不在の場合や、相続人全員が相続放棄し相続人がいない場合などに、相続人に代わって相続財産を管理する人のことです。相続財産管理人は、相続放棄した人や利害関係人などの申立てにより、家庭裁判所により選任されます。本案件は、相続財産管理人により管理された農地について、今般売買することになったことから、農地法第3条申請に至ったものです。

次に、番号99を御覧ください。

受人の経営面積が565平方メートルとなっておりますが、えびの市で5,094平方メートル耕作しており、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。なお、えびの市農業委員会に全ての農地を耕作している旨、確認済みでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号104を御覧ください。

本案件は、受人の耕作面積が 1,005 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が 5,232 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 96 号農地法第 4 条許可について、5 ページを議題とします。

本人に関わる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

（15 番小倉俊博委員退室）

○事務局（川越） 農地法第 4 条許可について説明します。



農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります。転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、案件について説明いたします。

番号22を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字加江田在住の農家です。申請地は、宮崎市学園木花台にあります宮崎大学から南に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天駐車場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は水路及び道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

次に、番号23を御覧ください。

申請人は、宮崎市佐土原町下那珂在住の農家です。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックス自然動物園から北西に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農業用倉庫及び農業用露天資材置場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、現状のまま利用し、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

（15 番小倉俊博委員入室）

○議長（松田） 議案第 97 号農地法第 5 条許可について、6 ページから 8 ページを議題とします。

○事務局（川越） 農地法第 5 条許可について説明します。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 163 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町加納在住の農家など 25 名、受人は宮崎市堀川町に本拠を置く住宅の建築並びに販売などを営む法人です。

お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しています。1 ページに位置図、2 ページに航空写真、3 ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市清武町加納にあります加納中学校北側に位置する土地です。本案件の申請地は、西側の上流と一体として連続する広い農地がありましたが、道路や宅地造成により、現在は窪地の低湿地になったことから、約 2 万 6,000 平米の田を高さ約 5 メーターから 8 メーター盛土し、畑として農地改良したく、期間を許可日から 3 年間の一時転用として申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、造成工事中は、土砂は堰堤及び沈砂池を設置し、土砂の流出を防ぎ、雨水は水路及び沈砂池を経由して水路へ放流し処理します。造成完了後は、雨水は水路へ放流し処理、法面は崩壊を防ぐため種子吹付けを行うことから、周辺農地への影響はないものと思われれます。

また、今回申請された農地改良に当たり、区域内の里道、水路等の公共物の付け替えについては、清武農林建設課と協議しており、その中で排水計画も含め審査されております。

さらに、農地転用の許可判断に当たり、宮崎土木事務所及び宮崎市関係課等へ照会した結果は、特に異議はないとの回答を得ております。

その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） ただいま御説明がありました163番についてですが、用途の目的が「その他分類不能・不明」と書いてありますが、この意味合いについてと、用途に供することが確実とされるものでない限り許可をしないという一般基準に該当するものか質問したいと思います。

○事務局（山之上） 用途が農地法の「その他分類不能・不明」と表示していますが、システムの入力については、設定されたものから選択するようになっています。

農地法4条・5条は農地を他のものへ転用に係るもので、農地を農地として利用する案件はほとんどないため、今回の申請内容に合致するものがなかったことから、「その他分類不能・不明」という用途を選択させていただいております。

○事務局（稗苗） 次に、一般基準の話ですが、今回の転用は特殊で、例えば家を建てるとか太陽光パネルを設置するとか、といったものではなく、一時転用の期間が3年間と長期にわたります。参考事例では、長い期間にわたって耕作ができない状態になる場合は、転用として捉えることになっておりますので、そのように捉えております。また、今、日高委員がおっしゃった事業の確実性が一般基準の中にございます。

これについては、先ほどの説明の中にもあったとおり、関係機関に照会をして、この事業において、農地改良をすることに当たっては、関係法令等についても特に異議がないということでしたので、事業の確実性は見込まれると判断しているところでございます。

○1番（日高委員） 要約すると、この農地を一時転用で3年間かけて造成するということですが、造成後の利用に懸念を抱くわけですので、農地を盛土後、農地として利用するという確約はできているのでしょうか。

○事務局（稗苗） 日高委員がおっしゃったとおり、事務局としても申請された段階で、3年間の農地改良を経た後、農地として利用することは、申請を受けるに当たっての大前提として事業者側にお話をさせていただいております。その上で、25名全ての地権者の方について、今後も農地として使うということの誓約をいただいております。以上です。

○1番（日高委員） 農地として使うということになりますと、また地権者に戻すということですか。農地所有適格法人であれば農地所有ができますけれども、受人が農地所有適格法人になっているのですか。

○事務局（稗苗） 一時転用の許可ですので、所有権が移るものではありません。

議案書のとおり、使用貸借権で、無償で農地を借りることになります。通常は、一時転用の場合は、一般的には公共工事の土場としての利用などが主ですが、そういった場合は、もとの農地の状態、原状に復して返すというのが大原則になります。

今回については、地権者が、現況は迫田になっていて水はけも悪いということで、土地の改良を進めた後、そのまま土砂を埋めた状態で返していただいて、農地として使うということで聞いておりますので、所有権は移らないということになります。

○1番（日高委員） 分かりました。

○4番（久保田委員） ただいまの質問に関係することですが、地種として現在は第2種となっておりますけれども、農地改良が進んだ後、これが第1種になるのか、それとも、農振地域としてはちょっと無理でしょうけれども、そういった形で農地として守られていくのかどうかお聞きします。

○事務局（稗苗） 現在は2種農地として判断していますが、一時転用をした後は、

また農地として返すこととなりますが、その後、農地の広がりとして、3年後の周りの状況での判断となりますが、今のような周りの状況であれば2種農地という扱いになります。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1番（日高委員） 受人が造成するために使用貸借権を結んで一時転用をする、一時転用までして使用貸借権を取得しないと造成ができない、造成するのであれば、そこまでしてする必要があるのでしょうか。

○事務局（稗苗） 確かに農地改良が目的なので、小さい規模である場合は、農地改良届によって、例えば田から畑にしたいというのが一般的になりますが、規模が大きくなった場合は、土砂要綱を別途定めています。今回は、そちらに係る案件になりますが、3年間という長期にわたって農地として使えなくなりますので、長期にわたって農地として使うことができない場合は転用として取り扱うということになっている関係で、今回、農地転用の一時転用の許可を取っていただくという整理になっています。

○23番（蛭原委員） この案件の現地調査を私と松田委員とでしております。現地に皆さん行っていただいたら分かるかと思うのですが、高所から見ればバイパスから高低差20メートルぐらい、下のほうから見たら迫田の連担農地かもしれませんけれども、現状は耕作放棄地状態になっております。ここを宅地開発という見方をするのではなくて、今ある農地を何とかして有効に利用する方法はないかと、ちょうどタイミングよく造成地があって、その土が出る。それを利用して、将来のことというよりも、現状の状況として、農地として還元されるなら、これを認めていただいて農地として利用できる状態にさせていただいたほうが、我々清武町域の農業委員としてはいいのではないかと、現地調査したときには判断したところでございます。

○議長（松田） ほかに御意見ございませんか。

○事務局（稗苗） 補足となりますが、この案件については、平成18年にも、全く同じではないですけど、ここ加納甲において、別の業者が、平成18年2月10日に、まだ清武町時代に県知事から転用許可されています。紆余曲折があって、事業がうまくいかず、それを今回の受人が引き継がれて、今回改めて同様の申請を行っていること

を補足します。

○議長（松田） ほかに御意見ございませんか。

○17番（片上委員） これだけの造成をやれば相当な費用がかかると思うのですけれども、計画書ではどのような計画になっているのでしょうか。地権者が負担して受人の会社が造成を行うのか、地権者は全く負担せず受人が全て費用負担するのか、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○事務局（稗苗） 今回の土地の造成費は、申請書の中にありますが、その造成費は、受人の会社運営費で賄うということで、残高証明もついております。

○17番（片上委員） 地権者は負担なしで造成ができるということで理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（稗苗） そのように理解していただいて結構です。

○17番（片上委員） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（松田） ほかに御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 賛成多数により、許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号164、あわせて16ページの番号188を御覧ください。関連がありますので、併せて説明いたします。

まず、番号164を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市船塚3丁目在住の会社経営者、受人は宮崎市高岡町浦之名に本拠を置く、キノコ類の生産及び販売などを営む法人です。

次に、16ページの番号188を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市高岡町浦之名在住の農家、受人は宮崎市船塚3丁目在住の会社経営者です。

お手元の「農地法第5条許可資料」を御覧ください。4ページに位置図、5ページ

に航空写真、6ページに土地利用計画図を掲載していますので、御参照ください。

申請地は、4ページの位置図のとおり、宮崎市高岡町浦之名にあります高岡交流プラザから東に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地約1万1,000平米の田を最大で高さ5メートル盛土し、社員の露天駐車場として使用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」となっています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、造成工事中は、土砂は仮設水路及び沈砂池を設置し、土砂の流出を防ぎ、雨水は仮設水路及び沈砂池を経由して水路へ放流し処理します。造成完了後は、雨水は水路へ放流し処理し、法面は崩壊を防ぐため種子吹付けを行うことから、周辺農地への影響はないものと思われまます。

また、今回申請された農地改良に当たり、区域内の里道、水路等の公共物の払い下げについては、高岡農林建設課と協議しており、その中で排水計画も含め審査されています。

なお、番号164については、申請地に土砂を積み上げて置いていたことから、始末書を提出していますが、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

○事務局（川越） まず、番号165を御覧ください。

申請人のうち、渡人は東京都調布市在住などの個人2名、受人は宮崎市橘通東1丁目在住の個人です。申請地は、宮崎市村角町にありますJR蓮ヶ池駅から東に約600

メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ、生活排水は公共下水道へ接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号167、11ページの番号170、171、12ページの番号172がございます。

次に、番号166を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市和知川原2丁目在住の個人、受人は宮崎市松山1丁目  
に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市下北方町にあります大宮小学校から北西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の配水管布設替工事に伴う露天資材置場などとして一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内に位置していますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、新たな造成は行わず、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

なお、同様に「第1種農地」で「一時転用」に該当している案件は、11ページの番号169がございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。



本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

○事務局(川越) 番号 168 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字跡江在住の個人、受人は宮崎市大字長嶺に本拠を置く外構工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字浮田にあります生目南中学校から西に約 1.6 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を露天駐車場として使用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」になりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しています。申請地の周囲は農地と接していませんが、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理することから、周辺への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

以上、御審議方よろしくお願ひします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

○事務局（川越） 番号 188 を御覧ください。

先ほど説明しました 9 ページ番号 164 関連の案件です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 98 号非農地証明について、17 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第 98 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、3 件の案件について御説明いたします。

申請番号 13 は、登記簿地目が畑であります。現況は宅地になっており、登記簿謄本等を確認した結果、適法に取得され、かつ 10 年以上経過し、将来的にも農地としての利用、復元が困難な土地であると見込まれました。

申請番号 14、15 は、登記簿地目が畑であります。現況は 10 年以上耕作放棄された様相で、山林化しております。

このことから、これらの案件は非農地証明の認定基準に合致しております。

なお、これらの案件につきましては、7 月 21 日に地元農業委員と現地調査を行い、現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

次の議案に入ります前に、私自身に関わる案件がございますので、議案第 99 号農

用地利用集積計画の決定については、会長代理の川越正彦委員に議長をお願いいたします。

○議長（川越代理） 議長を務めさせていただきます川越です。よろしくお願いいたします。

議案第 99 号農用地利用集積計画の決定について、18 ページから 126 ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人及び同居の親族に関わる案件がございますので、松田実委員、持原義信委員、佐藤裕次郎委員、外蘭香委員の退室を求めます。

（9 番松田実委員、14 番持原義信委員、16 番佐藤裕次郎委員、  
22 番外蘭香委員退室）

○事務局（加野） 議案第 99 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理による貸借につきましては、0 件となっております。

利用権設定につきましては、18 ページの番号 445 番から 126 ページの番号 643 番までの 196 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 6 件、新規設定が 69 件、賃借権の再設定が 5 件、新規設定が 116 件となっております。

このうち、番号 533 番、635 番、639 番の 3 件につきましては、裏作を耕作するために利用権設定する期間貸借の案件となっております。

この期間貸借は、裏作で耕作する期間の月日を設定し、貸借するものであります。

今回の案件で説明いたしますと、9 月 1 日から 2 月 28 日の 6 カ月間を令和 2 年から令和 7 年までの 5 年間、利用権設定にて期間貸借するという案件になっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川越代理） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（川越代理） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越代理) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

松田実委員、持原義信委員、佐藤裕次郎委員、外蘭香委員の入室を求めます。

(9番松田実委員、14番持原義信委員、16番佐藤裕次郎委員、  
22番外蘭香委員入室)

○議長(川越代理) 次に、127ページから131ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局(加野) 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、127ページの番号644番から131ページの番号653番までの10件でございます。

また、131ページの番号653番につきましては、農地中間管理事業の特例事業により、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付が終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長(川越代理) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(川越代理) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(川越代理) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第99号農用地利用集積計画の決定については終結しましたので、議長を会長へお返しいたします。

○議長(松田) 議事を続けます。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局(西領) 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第42号は、農地法第4条第1項第8号に係る「専決処分の報告について」で

ございまして、その数 3 件でございます。

報告第 43 号は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 17 件でございます。

報告第 44 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 1 件でございます。

報告第 45 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 26 件でございます。

報告第 46 号は、「申請の取下げ・許可書等の返戻について」でございまして、その数 5 件でございます。

報告第 47 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 14 件でございます。

なお、報告第 42 号、第 43 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第 44 号、第 45 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 2 年第 9 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4 時 2 分閉会